

# 第1章 自治会・町内会について

## 1 自治会・町内会とは？

自治会・町内会は、私たちの生活の中でもっとも身近な住民自治組織です。地域に住む人たちが、日常生活で身近な人と助け合い、協力し合いながら、より良い地域社会を作っていくために、自主的に活動しています。

一般的には、自治会・町内会は下記のような組織です。

- 一定の地域区画をもち、世帯を単位として構成される、地域に住む人たちの自由な意思によって結成された、まちづくりの中核組織
- 地域に住む人たちで決めたルール（規約）に従って、お互いに助け合いながら、日常生活の様々な問題について解決を図っていく、地域を基盤とした住民自治組織

## 2 自治会・町内会はなぜ必要なの？

ごみ集積場の管理、高齢者や子どもの見守り、防火・防犯パトロールなど、地域には1人では解決できない課題が多くあります。

また、大きな災害が発生したとき、地域に住む人たちの助け合いが必要です。

地域でお互いに助け合う役割を、日々の暮らしの中で担っているのが、自治会・町内会です。

自治会・町内会は任意の団体であり、加入は強制ではありませんが、自治会・町内会に加入し活動に参加することで、安心・安全で快適な地域づくりにつながっていきます。



### 3 自治会・町内会の活動例

自治会・町内会は、地域に住む人たちの日常生活に関わりの深い、さまざまな活動を行っています。地域によって活動の内容は異なりますが、ここでは、各地で取り組みの見られる代表的な活動を紹介します。

#### ① 地域の「安心・安全」

防犯灯の維持管理、防災訓練、防火・防犯パトロール、交通事故防止活動など

#### ② 地域福祉

一人暮らし高齢者への訪問、「地域の茶の間」の開設、共同募金のとりまとめ、歳末助け合い運動など

#### ③ 青少年健全育成

子ども会の運営、非行防止活動など

#### ④ 環境

ごみ集積場の管理、道路や公園などの清掃、花壇の手入れなど

#### ⑤ 文化

祭り、盆踊り、文化祭、カラオケ大会、地域文化行事など

#### ⑥ 情報提供

各種情報の周知、会報の発行など

#### ⑦ 親睦

あいさつ運動、親睦旅行、視察研修会など



### 4 自治会・町内会と市とのかかわりについて

自治会・町内会と市は、「協働」により地域のまちづくりを進めるパートナーです。

市では、自治会・町内会に行政上の文書回覧等を委託契約によりお願いし、行政の円滑な運営を図るとともに、防犯灯や集会所に対する助成制度などにより自治会・町内会活動を支援しています。

※「協働」とは、地域を構成する市民、自治会・町内会、NPO、企業など様々な主体と市が地域課題や将来像などを共有して、それぞれの得意分野を生かして、役割分担しながら地域が目指すまちづくりを進めていくことです。



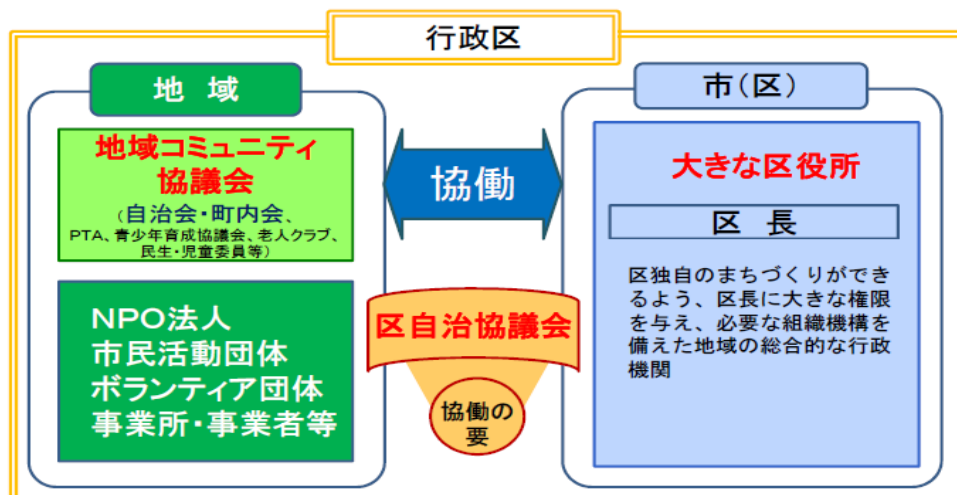
## 5 自治会・町内会と地域コミュニティ協議会と区自治協議会

地域コミュニティ協議会は、防災、教育、福祉などの地域で解決できる課題を地域で取り組んでいくために、自治会・町内会を中心にPTA、民生・児童委員、NPOなどさまざまな団体が参加して概ね小学校区または中学校区で設立された組織です。

地域コミュニティ協議会は各地域のコミュニティの核となる任意の組織で、自治会・町内会活動や各種団体の活動を尊重しつつ、各団体の連携により市民主体の地域づくり、まちづくりをめざしています。

自治会・町内会単位よりも広域にわたる地域の課題に対しては、地域コミュニティ協議会を通して解決を図っていくことが有効です。

また、区自治協議会については、新潟市が目指す分権型政令市を実現し、市民と行政との協働によって、住民自治の推進を図るために、各行政区に設置する市長の附属機関です。区の皆さんの多様な意見を調整して、その取りまとめをし、区の皆さんと区役所との協働の要となるよう努めています。



### ～西区のコミュニティ協議会～

新潟市内には、99の地域コミュニティ協議会があり、うち、西区には、15のコミュニティ協議会があります。

| 西区のコミュニティ協議会         |                  |
|----------------------|------------------|
| ・内野・五十嵐まちづくり協議会      | ・真砂小学校区コミュニティ協議会 |
| ・西内野コミュニティ協議会        | ・青山小学校区コミュニティ協議会 |
| ・コミュニティ中野小屋          | ・小針小学校区コミュニティ協議会 |
| ・コミュニティ佐潟            | ・黒崎南ふれあい協議会      |
| ・坂井輪中学校区まちづくり協議会     | ・大野校区ふれあい協議会     |
| ・坂井輪小・小新中学校区まちづくり協議会 | ・立仏校区ふれあい協議会     |
| ・東青山小学校区コミュニティ協議会    | ・山田校区ふれあい協議会     |
| ・五十嵐小学校区コミュニティ協議会    |                  |

各コミュニティ協議会の活動等は、西区役所ホームページ、  
【西区役所 HP】→【区の取り組み】→【コミュニティ協議会】  
または右の二次元コードからご覧いただけます。

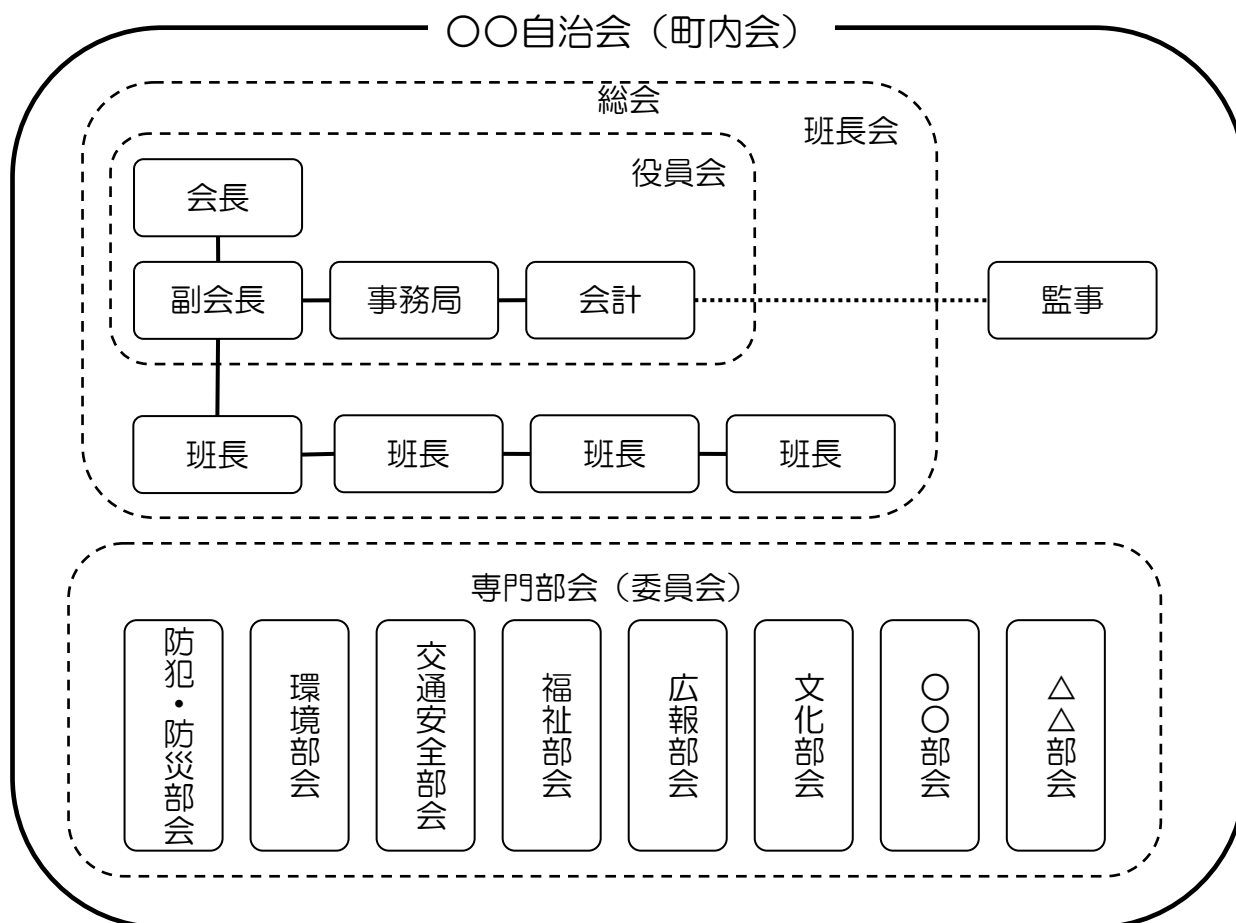


## 6 自治会・町内会の組織と運営

多くの自治会・町内会は規約（会則）を定めて運営を行っています。

以下に、一般的なものを紹介しますが、自治会・町内会の規模や特性によって変わってきます。

### (1) 組織の一例



役員や班長以外の人でも専門部会として活動し、すべての会員が自治会・町内会活動に関わっていけるよう組織体系を考えることが大切です。

専門部会は、自治会・町内会の活動内容に応じて必要なものを考え、随時見直し、再編することもあります。

## (2) 役員の役割例

役員、専門部会員の選出については、それぞれの自治会・町内会の状況により選挙・推薦・抽選・輪番制などいろいろな方法がありますが、年齢・性別を問わず幅広く選出することが望ましいといえます。

ただし、輪番制の場合は、小さい子どもや介護を要する家族を抱える世帯、あるいは高齢者だけの世帯など、それぞれの事情も配慮してあげたいものです。

また、1年で役員が交代してしまうと活動の継続が難しくなるため、最低2年任期で交代したり、副会長を複数名選出する、会長経験者を相談役とするなどの工夫をしているところもあります。

実際、会長職を経験した人からは「2、3年やって仕事が分かるようになり、地域のことをよく考えられるようになった」という声がよく聞かれます。地域の実情に沿って皆さんで役員の任期について話し合ってみてはいかがでしょうか。

|         |                                                        |
|---------|--------------------------------------------------------|
| 会長      | 会の代表者であり、全体の責任者です。また、対外的には、他の団体や行政機関とのパイプ役としての役割があります。 |
| 副会長     | 会長を補佐し、時には会長の役割を代行します。                                 |
| 事務局     | 会の運営や事業に関する記録や事務全般を担当します。                              |
| 会計      | お金の出入りに関する事務、会計書類の管理などを担当します。                          |
| 班長      | 会員の意見を役員会に伝え、役員会や班長会で決定された内容を会員に伝える役割があります。            |
| 監事      | 会計事務や事業の執行が適正に進められているかのチェックを行い、総会で報告する役割があります。         |
| 防犯・防災部会 | 防犯・防災計画の策定や、防犯活動・防災訓練のリーダーなどを担当します。                    |
| 環境部会    | 地域一斉清掃や、ごみ集積場の管理など、快適な環境づくりのための取組みを担当します。              |
| 交通安全部会  | 交通指導や、交通危険箇所の点検、違法駐車問題等の取組みを担当します。                     |
| 福祉部会    | 地域の高齢者や障がい者への支援活動を担当します。また、社会福祉協議会や民生委員・児童委員などとも連携します。 |
| 広報部会    | 会報の編集・発行や各種情報の周知などを担当します。                              |
| 文化部会    | 文化祭の開催や文化サークル間の連絡調整、あるいは地区の伝統文化の保存・継承などを担当します。         |

### (3) 主な会議

自治会・町内会が民主的な組織として運営されるために、下記のような会議を開催します。

|      |                                                                                                                                                                                    |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総会   | 総会は、自治会・町内会の意思決定の最高議決機関であり、会員の合意形成の場です。通常総会と臨時総会があります。 <ul style="list-style-type: none"><li>・通常総会：一年間のまとめと事業や予算を議論する場です。</li><li>・臨時総会：緊急に解決すべき課題が発生した場合など、必要に応じて召集します。</li></ul> |
| 役員会  | 役員会は執行機関で、総会の議決に従って自治会・町内会を実際に運営していくための会議です。役員会への出席役員は、あらかじめ規約で定めておく必要があります。                                                                                                       |
| 班長会  | 専門部会員の決定や役員会等で決定された内容を周知します。                                                                                                                                                       |
| 専門部会 | 身近な地域課題や住民の要求に対処し、効率的な運営をしていくために専門部会を設置します。専門部会は、それぞれの役割に応じた地域の課題を洗い出し、解決に向けて話し合い、実際に活動の計画立案や調整を行っていくための会議です。                                                                      |

### (4) 規約（会則）

規約（会則）は、自治会・町内会の公正の確保と透明性の向上のための組織運営を確立するものです。この内容は、大多数の会員の納得のいく内容が定められていることが基本です。

※規約（会則）の例…西区役所ホームページ | 資料編（2～7ページ）



## (5) 会計処理

自治会・町内会の運営や活動を実践に進めていくには、財政の確立が必要であり、活動内容の発展と並んで大変重要です。

財政規模は、自治会・町内会の構成員の数や活動内容によってさまざまですが、予算と決算については、総会の議決を経て決定される事項です。総会終了後は、市に決算書の提出をお願いします。

|         |                                                                   |
|---------|-------------------------------------------------------------------|
| 収入      | 会費の額は地域で話し合って決定しましょう。<br>会費を集めた際は、領収書を発行しましょう。                    |
| 支出      | 支出の際は、領収書を受け取り保管しましょう。                                            |
| 帳簿      | 適切に記載し、管理しましょう。                                                   |
| 管理      | 通帳や印鑑は適切に保管しましょう。                                                 |
| 予算書・決算書 | 年度当初に予算書を、年度末に決算書を作成しましょう。<br>自治会等事務委託料など、市からの収入は予算書・決算書に明記しましょう。 |
| 会計監査    | 監事は、決算書と帳簿、通帳、領収書等を確認しましょう。                                       |

※予算書や決算書の例…西区役所ホームページ | 資料編（9・10ページ）

## 7 自治会・町内会の法人化について

自治会・町内会（「地縁団体」といいます。）が、一定の要件を満たす場合に、区長の認可を受けて法人格を取得し、不動産登記の登記名義人となることのできる制度（認可地縁団体制度）があります。

法人格を得た地縁団体（「認可地縁団体」と通称されます。）は、自治会等の名義で財産を所有することができます。ただし、名称、区域、事務所、代表者の氏名及び住所等の告示事項に変更があった場合は、速やかな届出が必要になるなど、手続きも増大します。また、認可地縁団体になっても自治会等としての基本的な性格は変わらず、行政の指揮・監督・命令下に置かれるわけではありません。

【認可を受ける要件の変更（令和3年11月26日施行）】

これまでは、不動産の保有（予定も含む）が認可の要件となっていたましたが、令和3年度に制度が見直しされ、不動産の保有の有無に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うため区の認可を受けることができるようになりました。

【表決権行使の電子化（令和3年9月1日施行）】

認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約又は決議により、書面による表決を代えて、電磁的方法により表決をすることができるようになりました。規約の改正や総会の決議を行えば、電子メール等で表決することも可能となりますが、規約を改正するためには市の認可を受ける必要がありますので、事前に地域課へご相談ください。

## 8 自治会・町内会と個人情報保護法

個人情報とは、氏名、生年月日、住所、家族構成、職業など、特定の個人を識別することができる情報です。他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人を識別することができる情報も個人情報に含まれます。写真や映像も個人情報になる場合があります。

個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護することを目的としています。5,000件を超える個人データを利用している団体などを対象としていましたが、平成29年5月30日より改正個人情報保護法が全面施行され、自治会・町内会にも個人情報保護法が適用されます。法律に準じて個人情報を適切に取り扱うことが必要です。

個人情報保護法の改正によって…

※5,000件以下の個人情報を取り扱う団体も法の対象とされます。

→自治会・町内会も対象となります。

※個人情報を取扱う際には、①利用目的の特定・適正取得、②安全管理、③第三者提供には原則本人の同意が必要です。

会員名簿の作成など、個人情報を取り扱う場合は、以下の点に留意し、ルールを決めましょう。

|       |                                                                                                                                                 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目的・内容 | 個人情報の利用目的は何ですか。<br>どんな個人情報が必要ですか。<br>思想、信教及び信条、社会的差別の原因となる個人情報は含まれていませんか。                                                                       |
| 管理方法  | 個人情報の管理者はだれですか。<br>個人情報の保管場所はどこですか。<br>個人情報の漏えいなどを防止するための対策をとっていますか。<br>必要なくなった個人情報の廃棄時期や方法を決めていますか。                                            |
| 取得方法  | 個人情報の利用目的や内容を会員に説明または明示しましたか。<br>個人情報は本人の同意を得て、原則本人から取得していますか。<br>本人が拒否する事項を取得していませんか。<br>本人から申し出があった場合は、適切かつ迅速にその求めに応じて情報の修正、利用の停止などに対応していますか。 |
| 利用方法  | 個人情報は利用目的の範囲内で活用していますか。<br>利用目的以外に個人情報を活用する場合は、原則本人に同意を得ていますか。<br>第三者に情報を提供する場合は、原則本人に同意を得ていますか。<br>また提供先を記録していますか。                             |

※規程や世帯票の例…西区役所ホームページ | 資料編（17～19ページ）

## 9 自治会・町内会と自主防災組織

### (1) 自主防災組織とは

大規模な災害から生き延びるためには、『自助』と呼ばれる「自分の命を守るための活動」が極めて重要になります。そして自分ひとりの力ではどうしようもない場面で力を発揮するのが、『共助』と呼ばれる「隣近所の助け合い」です。

自主防災組織は、地域に住む人たちが共助の精神に基づき、地域の防災活動の中心となる組織として結成するもので、自治会・町内会や地域コミュニティ協議会を単位とすることが多くなっています。

まずは、自分自身の身を守れるように、そして家族や隣近所の方を助けることが出来るように、自主防災組織を結成し、防災訓練の実施を通して、地域の防災力を高めていきましょう。

※ 自主防災組織の結成や活動に関する助成については、西区総務課安心安全担当にご相談ください。

### (2) 避難行動要支援者支援制度とは

災害時の被害を少しでも少なくするため、新潟市が心身の状態などにより災害時に自ら避難することが困難で、避難のために支援が必要な方の情報を掲載した名簿を作成し、平常時から自治会、町内会、自主防災組織の地域の支援者や消防機関、警察署などに提供しておき、災害が起きたときのために、地域での助け合いや公的機関の救援、救助のために役立てるものです。

#### 【対象となる方】

災害時に自ら避難することが困難で、避難のために何らかの支援を希望する在宅の

方のうち、次の方が対象となります。

- ・高齢者（75歳以上のみの世帯の方）
- ・要介護認定3以上
- ・身体障害者手帳1、2級
- ・療育手帳A
- ・その他、自ら避難することが困難で、避難の支援を希望する方

#### 【名簿登録の流れ】

- 1 新潟市から対象者へ意思確認文書を郵送
- 2 民生委員・児童委員が戸別訪問、制度の説明
- 3 同意した方について、新潟市が避難行動要支援者名簿へ登録
- 4 新潟市から民生委員・児童委員や自主防災組織へ避難行動要支援者名簿を送付